

提言に向けての論点（市の見解に関する整理）

I 今後新たに展開する施策についての提言

1. 保育所待機児童対策について

（市の案）

①待機児童への効率的な対応で検討する対策案

- ・ 新設・改築等による認可保育所の定員増
- ・ 認証保育所制度の検討
- ・ 家庭的保育事業（保育ママ）の充実
- ・ 幼稚園における長時間の預かり保育の協議
- ・ 一時保育の利用拡大
- ・ 地域で暮らす乳幼児期の子どもと家庭への支援

②待機児童対策にかかる経費の増大

あいプランに基づき、保育所整備による定員増や家庭的保育事業の拡充に取り組むと、平成 26 年度には 13 億円の経費増（22 年度比）が見込まれる。一方、整備の現状を踏まえ、保育所の定員増だけでなく、多様なメニューを活用した場合は、12 億円程度の財源が必要であり、いずれにしても多額の経費を必要とする。

2. 地域子育て支援について

(1) 拠点保育園の設置

（市の案） 5つの行政コミュニティに1園ずつ設置する。

(2) （仮称）地域担当保育士の役割と配置

（市の案）

①地域における子育て支援（園庭開放・育児講座・育児相談・保育体験）

園庭開放、育児講座や育児相談のほか、新たに、保育園の「就学前の各年齢の子どもがいる」「栄養士・看護師がいる」という特性を利用した保育体験を行う。

②健康診査会場での子育て支援

健康診査会場の巡視や相談を通して、子どもとの接し方や遊び方について支援するとともに、接し方が不適切又は心配な親子に対しては、子育て支援施策（家庭児童相談室・母子保健等を含む施設の利用・相談・指導・訪問）につなげる。

③要支援者支援

保育園に入所している要支援者や、健康診査会場等で支援が必要であると判断された在宅家庭に対して、地域担当保育士等が必要に応じて家庭訪問し、子育てに関する指導、助

言等を行う。その際、保育体験を通じた指導や、場合によっては緊急的一時保育の利用を促進する。

④地域のニーズに応じた出張相談・出張育児講座

地域のニーズに対応し、地区社協の子育てサロン等へ出張相談や出張育児講座等を行う。

(3) (仮称) 地域子育て支援ネットワーク

(市の案)

地域の様々な子育て支援施設・機関の連携を強化するため、ネットワークを構築する。

3. 公立保育所の機能強化

(市の案)

- ・緊急的一時保育の実施
- ・発達支援保育の充実

4. 保育関係者の連携

(市の案)

公・私立保育所、幼稚園及び認可外保育施設などが、各施設の経験や実績を共有し、研修や情報交換することで、船橋市全体の保育の質の向上を図る。

II 公立保育所の民営化に関する意見・提言

1. 公立保育所の民営化に関する基本的考え方

(1) 民営化の目的

(市の案)

民営化により捻出する財源を、待機児童への効率的な対応を図るために活用するほか、民営化する公立保育園の職員を、在宅子育て家庭への支援などの地域子育て支援や要保護・要支援児童の保護者への支援のため活用します。さらに、公立保育園における発達支援保育の充実や、緊急的一時保育の実施のために人材を投入します。

また、質の高い民間事業者の参入により、市全体の保育の質の向上を図るとともに、民間事業者の柔軟性や活力、ノウハウを活かした保育サービスを展開し、利用者が満足する保育サービスを提供していきます。

(2) 民営化の進め方

(市の案)

保護者の理解や協力を得ながら、円滑な移行を図るため、民営化に関する情報は積極的に提供するとともに、説明や意見を聴く機会を確保します。

民営化を進めるにあたっては、民営化を進めるうえでの基本的なルールや、移行期において、お預かりしているお子さんに配慮するための進め方などを定めた民営化ガイドラインを策定します。ガイドライン策定にあたっては、保護者や関係者の意見を十分お聞きしながら作成します。

①民営化ガイドライン

A. 検討方法

(市の案)

(仮称) 配慮事項検討委員会を設置し、検討する(別紙参照)。

B. 項目

(市の案)

- ・ガイドラインの目的
- ・対象保育所の選定と公表時期
- ・設置・運営主体
- ・用地・建物等
- ・事業者の選定(事業者の募集、選定組織、選定基準、職員配置、保育内容、事業者の公表)
- ・円滑な引き継ぎ(移行までの準備期間、三者による話し合いの場の設置、事業者職員と市職員の交流・研修、合同保育の実施)
- ・移行後の市の責任(移行後における三者による話し合いの場の継続、移行後の保育内容の確認、民営化園の評価と情報公開)

②事業者選定委員会

(市の案)

市民や有識者、保育現場関係者等を含めた選定委員会を設置します。

③三者協議会（三者による話し合いの場）

（市の案）

円滑な引き継ぎを行うために、事業者決定後、速やかに保護者、事業者、市の三者により協議を行う場を設けます。

④移行後の市の責任

（市の案）

（１）移行後における三者による話し合いの場の継続

移行後についても保護者・事業者・市との三者による定期的な話し合いの場を当分の間継続して設けます。保護者と事業者において問題が生じた場合には、市が解決に努めます。

（２）移行後の保育内容の確認

市は、引き継ぎにおいて、三者により決定した事項を、事業者が確実に履行しているか定期的に確認します。

（３）民営化園の評価と情報公開

市は、移行後における保育内容について保護者アンケート等を実施し、事業者の運営状況を評価します。

（３）民営化の手法

（市の案）

民営化する手法としては、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の自立性等を考慮し、市の施設を譲渡または貸し付け、私立保育園として運営する「移管方式」とします。

（４）設置・運営主体

（市の案）

認可保育所の設置・運営の経験がある社会福祉法人等とします。

(5) 対象園の選定基準

(市の案)

民営化対象園の選定には、地域の特性やニーズを踏まえ、以下の点を重視して、総合的な見地から判断して、市が決定します。

- ① 地域の公・私立保育園の設置状況
- ② 通園の利便性がよく、将来にわたって保育需要が見込めること
- ③ 民営化移行時に耐震整備や老朽化に伴う建て替え・改築・大規模修繕の必要がないこと

(6) 民営化スケジュール

(市の案)

民営化にあたっては、2年間の準備期間を設け、平成25年4月から1園ずつ順次移行していきます。

準備期間

- ・保護者説明
- ・事業者の公募・選定・決定・公表
- ・引き継ぎ（合同保育期間を含む）
- ・保護者・事業者・行政の話し合いの場
- ・移行後の組織